

Ⅶ 推薦入試

1 出願資格等

実施学部 ・学科名		産業技術学部	
		産業情報学科	総合デザイン学科
募集 人員	高等 学校	17名	7名
	専攻科	若干名	
出願資格		<p>次の(1)～(3)の要件の全てを満たす者で、特別支援学校長又は高等学校長(中等教育学校長を含む。以下同じ。)が責任を持って推薦できる者としてします。</p> <p>(1) 対象 (ア又はイのどちらか該当する者)</p> <p>ア) 令和2(2020)年3月に特別支援学校の高等部本科を卒業見込みの者又は高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業見込みの者</p> <p>イ) 令和2(2020)年3月に特別支援学校又は高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の専攻科を修了見込みの者</p> <p>(2) 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上※のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度のもの ※裸耳(補聴器を外した状態又は人工内耳のスイッチをオフにした状態)での聴力レベル</p> <p>(3) 人物及び学力ともに優れ、本学の志望学科の教育に適性を有する者 評定平均値が5段階評価で概ね3.0以上を出願の目安とします。</p>	
選抜方法等		特別支援学校長又は高等学校長の推薦に基づき、大学入試センター試験及び学力検査を免除し、「調査書及び推薦書等による書類審査」、「小論文」、「適性検査又は実技検査」及び「面接」の結果を総合して、合格者を決定します。	
出願期間		令和元(2019)年11月 1日(金) ～ 11月 7日(木)	
選抜期日		令和元(2019)年11月23日(土・祝)	
合格発表日		令和元(2019)年11月29日(金) 10時	
その他		<p>(1) 耳鼻科を専門とする医師による「聴覚障害に関する診断書(本学所定様式)」を提出してください。</p> <p>(2) 聴覚障害の程度に関して不明な点は、本学に問い合わせてください。</p>	

2 推薦入試の実施教科・科目等

学部・学科名		科目名等	小論文	適性検査	実技検査	面接
産業技術学部	産業情報学科		◎	◎	—	◎
	総合デザイン学科		◎	—	◎	◎
摘要	<p>小論文： 主題についての把握力，文章の表現力・表記力，論理性，独創性等をみる。</p> <p>適性検査： 文章・図形・数式などの理解力と数学的及び論理的な思考力をみる。</p> <p>実技検査： デザインや造形，美術に関する技術力，プレゼンテーション力のほか，創作意欲や独創性をみる。音声・手話・筆談などの方法は問わない。</p> <p>面接： 複数の面接員による個別面接とする。音声・手話・筆談などの方法は問わない。</p> <p>その他： 科目名等の欄で◎印を付した科目等は，必ず受験しなければなりません。</p>					

※実技検査：平成29（2017）年4月以降に個人又は共同で制作した作品2点（デッサン，絵画，イラスト，写真，動画，木工，模型などデザインや造形，美術に関わる作品）の画像と説明文を本学所定の作品提出シートにまとめて出願時に提出してください。試験当日に作品そのものを持参し，5分程度で説明をしてください。それらに基づいて質疑応答を行います。

Ⅷ アドミッション・オフィス入試

1 出願資格等

実施学部 ・学科名	産 業 技 術 学 部	
	産業情報学科	総合デザイン学科
募集人員	若干名	若干名
出願資格	<p>次の①・②の要件を満たす者とします。</p> <p>①対象（ア又はイのどちらかに該当する者）</p> <p>ア）高等学校卒業見込者対象 令和2（2020）年3月に特別支援学校の高等部本科を卒業見込みの者又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業見込みの者</p> <p>イ）高等学校卒業後2年以内の者対象 令和2（2020）年3月時点で特別支援学校の高等部本科を卒業後2年以内の者又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業後2年以内の者</p> <p>②両耳の聴カレベルがおおむね60デシベル以上※のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度の者 ※裸耳（補聴器を外した状態又は人工内耳のスイッチをオフにした状態）での聴カレベル</p>	
選抜方法等	<p>大学入試センター試験及び学力検査を免除し、「調査書等による書類審査」、「小論文」、「プレゼンテーション」及び「面接」の結果を総合して、合格者を決定します。</p>	
出願期間	<p>第1回 令和元（2019）年12月 3日（火） ～ 12月 5日（木）</p> <p>第2回 令和2（2020）年 1月17日（金） ～ 1月21日（火）</p>	
選抜期日	<p>第1回 令和元（2019）年12月14日（土）</p> <p>第2回 令和2（2020）年 2月 1日（土）</p>	
合格発表日	<p>第1回 令和元（2019）年12月20日（金） 10時</p> <p>第2回 令和2（2020）年 2月 4日（火） 15時</p>	
その他	<p>(1) 耳鼻科を専門とする医師による「聴覚障害に関する診断書（本学所定様式）」を提出してください。</p> <p>(2) 聴覚障害の程度に関して不明な点は、本学に問い合わせてください。</p>	

2 アドミッション・オフィス入試の実施教科・科目等

科目名等		小論文	プレゼンテーション	面接
学部・学科名				
産業技術学部	産業情報学科	◎	◎	◎
	総合デザイン学科	◎	◎	◎
摘要	<p>小論文： 主題についての把握力，文章の表現力・表記力，論理性，独創性等をみる。</p> <p>プレゼンテーション： 探求意欲，取り組みの専門性と希望する分野の教育内容との関連性，入学後の発展性等をみる。音声・手話・筆談などの方法は問わない。</p> <p>面接： 複数の面接員による個別面接とする。音声・手話・筆談などの方法は問わない。</p> <p>その他： 科目名等の欄で◎印を付した科目等は，必ず受験しなければなりません。</p>			

※プレゼンテーション：プレゼンテーションの内容をまとめて本学所定のエントリーシートに記入し，出願時に提出してください。また，試験当日に7分程度で説明をしてください。それらに基づいて質疑応答を行います。

IX 社会人入試

1 出願資格等

実施学部 ・学科名	産 業 技 術 学 部	
	産業情報学科	総合デザイン学科
募集人員	若干名	若干名
出願資格	<p>令和2（2020）年3月31日現在において満20歳に達し、次の各号のいずれかに該当する者で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上※のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度のものであります。</p> <p>※裸耳（補聴器を外した状態又は人工内耳のスイッチをオフにした状態）での聴力レベル</p> <p>(1) 特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法第1条に規定する聾学校を含む。）高等部を卒業した者</p> <p>(2) 高等学校を卒業した者</p> <p>(3) 中等教育学校を卒業した者</p> <p>(4) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者</p> <p>(5) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者</p> <p>(6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</p> <p>(7) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>(8) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣の指定した者</p> <p>(9) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により大学入学資格検定に合格した者を含む。）</p> <p>(10) 学校教育法（昭和22年法律第28号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者を本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者</p> <p>(11) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者</p>	
選抜方法等	<p>大学入試センター試験及び学力検査を免除し、「調査書等による書類審査」、「小論文」、「適性検査又は実技検査」及び「面接」の結果を総合して、合格者を決定します。</p>	
出願期間	<p>令和元（2019）年11月 1日（金） ～ 11月 7日（木）</p>	
選抜期日	<p>令和元（2019）年11月23日（土・祝）</p>	
合格発表日	<p>令和元（2019）年11月29日（金） 10時</p>	
その他	<p>(1) 耳鼻科を専門とする医師による「聴覚障害に関する診断書（本学所定様式）」を提出してください。</p> <p>(2) 聴覚障害の程度に関して不明な点は、本学に問い合わせてください。</p>	

2 社会人入試の実施教科・科目等

科目名等		小論文	適性検査	実技検査	面接
学部・学科名					
産業技術学部	産業情報学科	◎	◎	—	◎
	総合デザイン学科	◎	—	◎	◎
摘要	<p>小論文： 主題についての把握力，文章の表現力・表記力，論理性，独創性等をみる。</p> <p>適性検査： 文章・図形・数式などの理解力と数学的及び論理的な思考力をみる。</p> <p>実技検査： デザインや造形，美術に関する技術力，プレゼンテーション力のほか，創作意欲や独創性をみる。音声・手話・筆談などの方法は問わない。</p> <p>面接： 複数の面接員による個別面接とする。音声・手話・筆談などの方法は問わない。</p> <p>その他： 科目名等の欄で◎印を付した科目等は，必ず受験しなければなりません。</p>				

※実技検査：平成29（2017）年4月以降に個人又は共同で制作した作品2点（デッサン，絵画，イラスト，写真，動画，木工，模型などデザインや造形，美術に関わる作品）の画像と説明文を本学所定の作品提出シートにまとめて出願時に提出してください。試験当日に作品そのものを持参し，5分程度で説明をしてください。それらに基づいて質疑応答を行います。

VII 推薦入試

実施学部 学科等名	保健科学部		
	保健学科		情報システム学科
	鍼灸学専攻	理学療法学専攻	
募集人員	8名	4名	4名
出願資格	<p>次の要件のすべてを満たす者で、特別支援学校校長又は高等学校長（中等教育学校長を含む。以下同じ。）が責任をもって推薦できる者としてします。</p> <p>(1) 令和2（2020）年3月に特別支援学校高等部本科を卒業見込みの者又は専攻科を修了見込みの者若しくは高等学校（中等教育学校を含む。）を卒業見込みの者又は専攻科を修了見込みの者</p> <p>(2) 両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの若しくは将来点字等の特別な方法による教育を必要とすることとなると認められるもの</p> <p>(3) 人物及び学力ともに優れ、本学の志望学科・専攻の教育に適性を有する者</p>		
選抜方法等	<p>特別支援学校校長又は高等学校長の推薦に基づき、大学入試センター試験及び学力検査を免除し、調査書等による書類審査、小論文及び面接の結果を総合して、合格者を決定します。</p> <p>実施教科・科目等</p> <p>(1) 小論文 課題を課して記述させ、一般的知識、思考力、論理性、理解力、表現力等を評価します。</p> <p>(2) 面接 人物、理解力、思考力、表現力、意欲、適性等を評価します。複数の面接員による個別面接とします。 なお、保健学科理学療法学専攻は、面接の際に運動に関する適性検査を行います。</p>		
出願期間	令和元（2019）年11月1日（金）～11月7日（木）		
選抜期日	令和元（2019）年11月23日（土・祝）		
合格発表日	令和元（2019）年11月29日（金）10時		

そ の 他	<p>(1) 本学所定の様式により，眼科を専門とする医師による「視覚障害に関する診断書」を提出してください。</p> <p>(2) 視覚障害の程度に関して不明な点は，本学に問い合わせください。</p>
-------	--

Ⅷ アドミッション・オフィス入試

実施学部 学科等名		保健科学部		
		保健学科		情報システム学科
		鍼灸学専攻	理学療法学専攻	
募集人員	第1回	4名	2名	2名
	第2回	2名	1名	1名
	計	6名	3名	3名
出願資格		<p>次の各号のいずれかに該当する視覚に障害がある者で、両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもので若しくは将来点字等の特別な方法による教育を必要とすることとなると認められる者としてします。</p> <p>(1) 特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法第1条に規定する盲学校を含む。）高等部を卒業した者及び令和2（2020）年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 高等学校を卒業した者及び令和2（2020）年3月卒業見込みの者</p> <p>(3) 中等教育学校を卒業した者及び令和2（2020）年3月卒業見込みの者</p> <p>(4) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和2（2020）年3月修了見込みの者</p> <p>(5) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者及び令和2（2020）年3月修了見込みの者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの</p> <p>(6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び令和2（2020）年3月修了見込みの者</p> <p>(7) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和2（2020）年3月修了見込みの者</p> <p>(8) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣の指定した者及び令和2（2020）年3月までにこれに該当する見込みの者</p>		

	<p>(9) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により大学入学資格検定に合格した者を含む。）及び令和2（2020）年3月31日までに合格見込みの者で、令和2（2020）年3月31日までに18歳に達するもの</p> <p>(10) 学校教育法（昭和22年法律第28号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者を本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの</p> <p>(11) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和2（2020）年3月31日までに18歳に達するもの</p>
<p>選抜方法等</p>	<p>大学入試センター試験及び学力検査を免除し、調査書及び自己推薦書等による書類審査、面接の結果を総合して、合格者を決定します。</p> <p>実施教科・科目等</p> <p>(1) 面接 学科・専攻への理解、人物、表現力、理解力、適性、将来に対する意欲等を評価します。一般教養に関する質問を含みます。 面接は、複数の面接員による個別面接とします。 なお、保健学科理学療法学専攻は、面接の際に運動に関する適性検査を行います。</p>
<p>出願期間</p>	<p>第1回：令和元（2019）年12月3日（火） ～12月5日（木） 第2回：令和2（2020）年1月17日（金） ～1月21日（火）</p>
<p>選抜期日</p>	<p>第1回：令和元（2019）年12月14日（土） 第2回：令和2（2020）年2月1日（土）</p>
<p>合格発表日</p>	<p>第1回：令和元（2019）年12月20日（金） 第2回：令和2（2020）年2月4日（火）</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 本学所定の様式により、眼科を専門とする医師による「視覚障害に関する診断書」を提出してください。 (2) 視覚障害の程度に関して不明な点は、本学に問い合わせください。</p>

出願資格の(10)又は(11)による出願者は、出願前に個別の入学資格審査を行いますので、次の申請期間に本学に申請することになります。手続き等の詳細については、巻末の問合せ先に照会してください。

申請期間 令和元（2019）年9月4日（水）～9月6日（金）

IX 社会人入試

実施学部 学科等名	保健科学部		
	保健学科		情報システム学科
	鍼灸学専攻	理学療法学専攻	
募集人員	若干名	若干名	若干名
出願資格	<p>令和2（2020）年3月31日現在において満22歳に達し，社会人の経験を1年以上有し，次の各号のいずれかに該当する視覚に障害がある者で，両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの若しくは将来点字等の特別な方法による教育を必要とすることとなると認められるものとしてします。</p> <p>(1) 特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法第1条に規定する盲学校を含む。）高等部を卒業した者</p> <p>(2) 高等学校を卒業した者</p> <p>(3) 中等教育学校を卒業した者</p> <p>(4) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者</p> <p>(5) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの</p> <p>(6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</p> <p>(7) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により，文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>(8) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣の指定した者</p> <p>(9) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により大学入学資格検定に合格した者を含む。）</p> <p>(10) 学校教育法（昭和22年法律第28号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって，当該者を本学において，大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの</p> <p>(11) 本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者</p>		

選抜方法等	<p>大学入試センター試験及び学力検査を免除し，調査書等による書類審査，小論文及び面接の結果を総合して，合格者を決定します。</p> <p>実施教科・科目等</p> <p>(1) 小論文 課題を課して記述させ，一般的知識，思考力，論理性，理解力，表現力等を評価します。</p> <p>(2) 面接 人物，理解力，思考力，表現力，意欲，適性等を評価します。複数の面接員による個別面接とします。 なお，保健学科理学療法学専攻は，面接の際に運動に関する適性検査を行います。</p>
出願期間	令和元（2019）年11月1日（金）～11月7日（木）
選抜期日	令和元（2019）年11月23日（土・祝）
合格発表日	令和元（2019）年11月29日（金）10時
その他	<p>(1) 本学所定の様式により，眼科を専門とする医師による「視覚障害に関する診断書」を提出してください。</p> <p>(2) 視覚障害の程度に関して不明な点は，本学に問い合わせください。</p>

出願資格の(10)又は(11)による出願者は，出願前に個別の入学資格審査を行いますので，次の申請期間に本学に申請することになります。手続き等の詳細については，巻末の問合せ先に照会してください。

申請期間 令和元（2019）年9月4日（水）～9月6日（金）